

仕様書

1 目的

この業務は、広島市立広島市民病院（以下「病院」という。）におけるねずみこん虫等の発生及び侵入の防止並びに駆除（以下「防除」という。）により、病院の衛生環境の維持管理を図るため、行うものである。

2 業務内容

受注者は、次に掲げるとおり、ねずみこん虫等の繁殖及び生息場所等を定期的かつ統一的に調査し、当該調査の結果に基づき、ねずみこん虫等の防除のために必要な措置をとること。

(1) ねずみこん虫等の防除及び調査の実施場所並びに回数等

別紙のとおりである。

なお、使用薬剤については、仕様を満たす同等以上のものとする。

(2) 作業計画書の提出

広島市立病院機構契約約款第6条に定める年間の実施計画書のほか、全棟調査及び防除作業の実施1か月前までに、実施日時、実施内容及び実施範囲を記載した作業計画書をその都度発注者に提出すること。作業計画に変更が生じたときも、同様とする。

(3) 随時対応

前項の規定にかかわらず、履行期間内は病院の衛生環境を継続的に維持管理するものとし、発注者から調査又は防除の依頼があったときは、その依頼に基づき速やかに対応すること。

(4) 効果判定

薬剤を散布したときは、実施後1週間から4週間以内に効果判定を行い、判定の結果、効果が不十分であったときは、再度業務を実施すること。

(5) 留意事項

ア 医療施設の特殊性を認識するとともに、言動動作に注意し、特に入院患者、外来患者及び来訪者等に対して失礼のないよう、十分に注意すること。

イ 施設へ入室するときは、その施設の責任者等の立会又は承諾を得ること。

ウ 必要に応じて医療器材及び医薬品等をビニール等により覆い、使用する薬品がそれらに飛散しないよう、十分に注意すること。器物等を移動したときは、元の位置に整理整頓すること。

3 従業員

受注者は、現場責任者その他従業員の氏名等を発注者に書面で通知するものとし、これに変更があったときも同様とする。

4 費用負担

この業務の実施に必要な経費は、すべて受注者が負担すること。

5 業務実施報告

- (1) 業務実施後、看護師長等責任者の確認済みの印が押された（病棟等での業務を実施した場合に限る。）書類を実施後の翌月10日までに発注者に提出すること。
- (2) 前項の業務実施報告書には、作業中の写真、生息状況報告書及び改善提案を記載、又はその内容を記載した書類を添付すること。

6 その他

- (1) 受注者は、平成16年1月17日付け医政指発第1117001号厚生労働省医政局指導課長通知「医療機関におけるねずみ及びこん虫等の防除における安全管理について」に定める基準を遵守し、この業務を実施すること。

この仕様書に定めのない事項及び疑義の有る事項については、発注者及び受注者の協議により、その取扱いを決定するものとする。

ねずみこん虫等の防除等の実施場所並びに回数等

	ねずみ	こん虫	蚊
実施場所	実施場所は、全棟を対象とする。	実施場所は、全棟を対象とする。	実施場所は、次に掲げる場所とする（括弧書きは、各棟における槽の容積）。 1 湧水槽（中央棟1箇所（15 m ³ ）、東棟1箇所（1,500 m ³ ）、西棟1箇所（1,430 m ³ ）、プロムナード1箇所（1,280 m ³ ） 2 汚水槽（中央棟1箇所（15 m ³ ）、東棟（930 m ³ ）、西棟1箇所（26 m ³ ） 3 雨水槽（中央棟1箇所（25 m ³ ）、東棟1箇所（122 m ³ ） 4 雑用水槽等（中央棟1箇所（210 m ³ ）、東棟2箇所（1,515 m ³ ）、西棟1箇所（95 m ³ ）
調査場所及び調査回数	次の各号に掲げる場所において調査する回数は、それぞれ当該各号に定めるとおりである。 1 ねずみが発生しやすい場所※ 月1回以上 2 上記以外の場所	次の各号に掲げる場所において調査する回数は、それぞれ当該各号に定めるとおりである。 1 こん虫が発生しやすい場所※ 月1回以上 2 上記以外の場所	次に掲げる場所において、月1回以上調査すること。

	年2回以上 ※ 厨房、倉庫、ごみ置き場及び水回り等	年2回以上 ※ 厨房、倉庫、ごみ置き場及び水回り等															
調査方法	次に掲げる方法により、調査すること。 1 粘着シート等による捕獲調査(1週間程度) 2 殺鼠剤によるねずみの喫食調査 3 聞き取り調査 4 目視による痕跡(ラットサイン及び足跡等)調査	次に掲げる方法により、調査すること。 1 粘着シート等による捕獲調査(1週間程度) 各棟に下表に掲げる箇所数以上の粘着シート等を設置すること。 <table border="1" data-bbox="996 566 1355 917"> <thead> <tr> <th>棟</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央棟</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>東棟</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>西棟</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>北棟</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>管理棟</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>職員寮</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> 2 聞き取り調査 3 目視による痕跡調査	棟	箇所数	中央棟	52	東棟	60	西棟	22	北棟	8	管理棟	4	職員寮	5	次に掲げる方法により、調査すること。 1 粘着シート等による捕獲調査(1週間程度) 2 聞き取り調査 3 目視による調査
棟	箇所数																
中央棟	52																
東棟	60																
西棟	22																
北棟	8																
管理棟	4																
職員寮	5																
防除方法	生息調査の結果、ねずみの発生が確認されたときは、発注者と協議し、必要な措置(毒餌及び粘着シート並びに防鼠工事(パテ埋め)等)をとること。	次に掲げる方法により、防除すること。 1 生息調査の結果、こん虫等の発生が確認されたときは、発注者と協議し、必要な措置(薬剤の使用等)をとること。 2 年2回以上殺虫剤を散布するものとする。ただし、発注者が不要と判断する場所については除く。	次に掲げる方法により、防除すること。 1 原則として、生息調査等により措置すること。ただし、IGR剤(こん虫成長抑制剤)は月1回以上投入すること。 2 蒸散殺虫プレートは、12月及び2月を除く偶数月に1回以上設置すること。														

<p>使用薬剤等</p>	<p>粘着シート等のほか、次に掲げる薬剤を使用すること。</p> <p>なお、薬事法上の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を使用することとし、使用したときは、各実施場所における薬剤名、使用量及び濃度を発注者に報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 クマリン系殺鼠剤 2 ワイファリン殺鼠剤 3 ノルボルマイド殺鼠剤 	<p>粘着シート等のほか、次に掲げる薬剤を使用すること。</p> <p>なお、薬事法上の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を使用することとし、使用したときは、各実施場所における薬剤名、使用量及び濃度を発注者に報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マイクロカプセル剤系（フロアブル剤系の薬剤） 2 ペルメトリン水性乳剤 3 ベイト剤 	<p>上記の薬剤のほか、ペルメトリン水性乳剤を使用すること。</p> <p>なお、薬事法上の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を使用することとし、使用したときは、各実施場所における薬剤名、使用量及び濃度を発注者に報告すること。</p>
--------------	--	---	--